

津駅西口駅前広場樹木売払い仕様書

1 件名

樹木（ソテツ）の売払い

2 売払対象物

樹木（ソテツ）

幹周：8 m

数量：2 株

3 売払対象物写真

別紙「売払対象物写真」のとおり

4 対象物採取場所

津市大谷町地内（津駅西口駅前広場ロータリー内）

5 売払条件

樹木の掘取り、搬出、運搬、移植、その他一切の費用は、買受人の負担とする。

6 採取内容

対象物引渡しに際し、以下の点を遵守すること。

(1) 採取計画の提出

本業務の買受人は、樹木掘取に際し、予め撤去内容を踏まえた計画について、本市に説明を行い、承諾を得るものとする。

【採取計画に関する事項】

- ① 作業予定期間
- ② 業者名
- ③ 作業責任者の選定（1級または2級土木施工管理技士の資格を有するもの）
- ④ 採取の目的（私有地への移植等）
- ⑤ 積込み、運搬方法、運搬車両走行ルート
- ⑥ 採取時における安全管理方法（交通誘導警備員の配置等）

(2) 採取条件

- ・樹木の採取に当たっては、津市入札参加資格者名簿に「土木一式」で登録された業者が施工すること。
- ・夜間施工とすること（路線バスが運行終了する22時～5時）
- ・施工に際し、周辺の道路構造物を損傷した場合は、建設政策課に速やかに報告するとともに、建設政策課と協議の上原形復旧を行うこと。
- ・採取にあたり事故の発生、第三者被害等が発生した場合は、建設政策課へ速やかに報告するとともに全ての責任は採取申請者に負っていただきます。
- ・施工に際し、樹木の掘取り時には地下埋設物に十分注意すること。（雨水BOX、NTT、電気配線など）

誤って損傷した際は、買受人において、占用物管理者と協議の上復旧すること

(3) 採取期間

契約日から40日以内

7 売買代金の支払い

本市の指定する方法にて、契約締結日から7日以内（土曜日、日曜日及び祝休日を含む。）に売払人の指定する方法で納入することとし、代金納付後は、直ちに当該納付に係る領収書の写しを建設政策課に提出すること。（FAXによる提出可）

なお、引渡しが完了した時点で売払対象物の所有権が移転するものとする。

8 特記事項

- ・売払対象物の全てを一括で売払うものとする。
- ・採取樹木は生育、活着等を保証するものではありません。
- ・採取樹木に欠損、腐食などが見られた場合、売買代金の減額請求や損害賠償請求及び契約の解除権を行使することはできません。